

埼玉県人事委員会判定取り消し裁判

主張

新聞全教

解説

さいたま地裁は、埼教組川口市教組の時間外勤務に関する措置要求に対する人事委員会判定の取り消しを求めた裁判で、3月13日、原告の請求を棄却する不当な判決を下しました。

2004年に、川口市内の公立小・中学校の教諭が、長時間過密労働の是正

を求めて、埼玉県人事委員会に対して措置要求を行いました。しかし、人事委員会は06年3月に不当にも、措置要求を棄却。これに対して原告の3人が、超過勤務が労働基準法に違反する

たかつてきた裁判です。判決は、「給特法はこれらの活動すべてを含めて教員の教育活動と評価し代償措置を採用したものである。(中略)自発性、創造性に基づかない業

る」との給特法の趣旨をねじ曲げた解釈と、事実誤認にもとづく判断による不当なものでした。同時に、労基法第37条を除外した給特法の問題点も浮き彫りになりました。長

のとする人事委員会と同じ判断をしています。全教は、4月から全ての学校に実施が義務付けられた長時間労働教職員に対する、医師による面接指導、課題となっている「労働時間の適正な把握」の推進にむけて、全国でとりくみをすすめます。また、教職員定数増を基本に慢性的な長時間過密労働を解消する具体的な諸施策を求めるとりくみと、労基法第37条に基づく「時間外手当」が支給される法改正にむけたとりくみをすすめる、教職員が生きいきと働き続けられる学校づくりをめざし、奮闘するものです。

ものであることを明らかにし、合わせて人事委員会が是正措置をとらず、本来の役割を放棄している不当性を明らかにするため、06年8月にさいたま地裁に棄却

務を勤務時間外にせざるを得ない状況が生じたとして、も、そのことのみによって、給特法の趣旨に反するといふことはできない」など述べ、「原則として時間外勤務は命じないこととす

時間過密労働と健康破壊の実態は、一刻の猶予も許されない状況です。ところが判決は、「校長による個別具体的な時間外労働命令はない」とし、時間外勤務は教職員の自主的自発的なも

（全教生権局 高橋信一）

地裁の不当判決に抗議！ 引き続き超勤縮減へ奮闘